

税だより

令和7年5月12日発行 No.1
真室川町 町民課 税務係
電話 62-2054
(内線 238、239、240、241)

町税の納め忘れはありませんか？

令和6年度分の町県民税、固定資産税、軽自動車税、及び各保険料については、随時課税分をのぞいて、すでに納付期限が過ぎています。これらの「町税・保険料」は町民の皆さまが安心・安定した暮らしができるよう町が事業を実施するための大切な財源となりますので、納め忘れのある方は、早期に納付ください。

☆滞納者には財産の差し押さえを実施します

税金は、決まった納期に決まった金額を一括で納めることが原則です。納期限を過ぎ、督促状や催告状を送っても納付されない場合、町税及び保険料負担の公平性を確保するため、各種差し押さえを行います。自動車や不動産（土地・家屋）および動産（給与・預貯金・生命保険等）が差し押さえの対象となります。差し押さえた財産は、最終的に公売等により滞納税等に充てることになります。

しかしながら、病気や事故、災害や経済的理由から納めたいけれど納められない方もいらっしゃいます。納期内に納めることが困難な場合には、早めに納税計画について町民課税務係にご相談ください。

～税に関するお手続きについて～

◇「家屋」を新增築、解体した場合はご連絡ください。

「家屋」を新增築、解体した場合は、現況確認のうえ、翌年度の固定資産税に係る対象資産を変更します。新築の場合は、役場町民課税務係にご連絡ください。解体した場合は、「家屋滅失届」を提出していただく必要があります。

なお、一般住宅（居宅）を解体した場合、宅地に係る住宅用地特例が解除され、軽減が該当しなくなったことにより、固定資産税が今までより高くなる場合があります。

◇軽自動車等の申告漏れはありませんか？

農耕作業用小型特殊自動車等（トラクター、コンバイン等）も、軽自動車税の課税対象となっているため申告の義務があります。役場町民課税務係窓口で「軽自動車税申告書」を提出し、ナンバーを登録する必要があります。申告漏れの無いよう、お手続きください。

裏面もご覧ください

税・保険料ごよみ（上半期分）

- 普通徴収分（納付書又は口座振替で納付）の納期限をお知らせします。
- 口座振替の方の振替日は、各納期限の日です。

納付月	税金等の種類	納 期 限
5 月	固定資産税・軽自動車税の納付書発送	
	固定資産税（第 1 期） 軽自動車税（全期）	6 月 2 日(月) ※5 月末は土曜のため
6 月	町県民税の納付書発送	
	町県民税（普徴・第 1 期）	6 月 30 日(月)
7 月	国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納付書発送 (国民健康保険料の納付書は最上地区広域連合より発送されます。)	
	固定資産税（第 2 期）	7 月 31 日(木)
	国民健康保険料・後期高齢者医療保険料（第 1 期）	
	介護保険料（第 1 期）	
8 月	町県民税（第 2 期）	9 月 1 日(月) ※8 月末は日曜のため
	国民健康保険料・後期高齢者医療保険料（第 2 期）	
	介護保険料（第 2 期）	
9 月	固定資産税（第 3 期）	9 月 30 日(火)
	国民健康保険料・後期高齢者医療保険料（第 3 期）	
	介護保険料（第 3 期）	

～ 軽自動車税の車検用納税証明書について ～

軽自動車税は、スマホ決済で納付された場合、領収証書は発行されません。車検用納税証明書が必要な方は、役場窓口で申請してください。納付済みであることを確認のうえ、発行いたします。なお、納付書で支払った場合は、その場で領収証書及び車検用納税証明書が交付されますので、お急ぎの場合は、役場窓口、取扱金融機関(山形銀行、荘内銀行、もがみ中央農協)、コンビニで納付してください。

※町県民税・固定資産税・軽自動車税・後期高齢者医療保険料・介護保険料及び水道料は、コンビニやスマホ決済で納付できます。詳しくは納付書の裏面をご覧ください。土曜、日曜及び祝日も納付できますのでご活用ください。